

近畿圏広域地方計画有識者会議規約

(名称)

第1条 本会議は、近畿圏広域地方計画有識者会議（以下「有識者会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 有識者会議は、国土形成計画法（昭和25年法律第205号）（以下「法」という。）第9条に規定する近畿圏における広域地方計画（以下「近畿圏広域地方計画」という。）を策定するために近畿圏広域地方計画協議会で行われる検討にあたって、有識者が専門的な見地から意見を述べることを目的として設置するものである。

(委員)

第3条 有識者会議は、別紙に掲げる有識者（以下「委員」という。）をもって構成する。

2 委員の任期は、近畿圏広域地方計画が定められるまでとする。

3 委員は、非常勤とする。

(座長)

第4条 有識者会議に座長を置き、委員の互選により選任する。

2 座長は、有識者会議の議事の進行を司る。

3 座長が有識者会議に出席できないときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(議事の公開)

第5条 会議、会議に提出された資料及び議事要旨は、公開するものとする。ただし、有識者会議が公開することが適切でないと認める場合は、会議、会議に提出された資料又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。

(庶務)

第6条 有識者会議の庶務は、近畿圏広域地方計画推進室において処理する。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、有識者会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

第1条 この規約は、平成27年3月30日から施行する。